

議題（２）川口市デジタルサイネージガイドライン（素案）について

○概要

デジタルサイネージの特徴として、情報伝達性に優れ、多様な表現が可能である一方、光や音を発するものも多く、住環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

川口市では「良好な景観の形成と風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物法の規定に基づき川口市屋外広告物条例を定め、屋外広告物について必要な規制を行っております。

しかし、光や音については、法や条例において規定が示されていないことから、新たにデジタルサイネージに関するルールを定める必要があります。

したがって、本市においては、第３７回川口市景観形成委員会にてお示ししたとおり、表示面積や設置位置など、屋外広告物条例で規制できるものについては規則改正を行う一方、デジタルサイネージに表示する映像の輝度・音・画面切替速度・色などはガイドラインにて誘導することで、川口市の良好な景観形成を目指します。

輝度	ガイドラインで誘導
音	ガイドラインで誘導
画面切替速度	ガイドラインで誘導
色	ガイドラインで誘導
表示面積	屋外広告物条例施行規則で規制
設置位置	屋外広告物条例施行規則で規制

つきましては、川口市デジタルサイネージガイドライン（素案）を別紙のとおり作成いたしました。

目次は下記のとおりとなります。

- | | | |
|-------------------------------|---------|---------|
| 1. 背景・目的 | } | 1 ページ |
| 2. 川口市が目指すデジタルサイネージと景観の調和について | | |
| 3. 位置づけ | | |
| 4. 許可の基準 ➡ | 2～4 ページ | |
| 5. 光 | } | 5～8 ページ |
| 6. 映像表示・画面切替 | | |
| 7. 音 | | |
| 8. その他広告表示 | | |
| 9 ページ以降に Q & A やチェックシートを掲載 | | |

○策定手続き

第38回川口市景観形成委員会 意見聴取



事業者等関係者に素案の周知及び意見聴取



パブリックコメント 意見公募



意見反映後 川口市デジタルサイネージガイドライン（案）作成



第39回川口市景観形成委員会 最終報告

○今後のスケジュール

R8. 9	事業者等関係者に素案の周知及び意見聴取
R8. 10	パブリックコメントの意見の公募
R9. 2	パブリックコメントの意見の結果公表
R9. 2	第39回川口市景観形成委員会（最終報告）
R9. 4	川口市デジタルサイネージガイドライン 策定・公表



KAWAGUCHI DIGITAL SIGNAGE GUIDELINE

川口市デジタルサイネージガイドライン

Clear Communication.
Better Information.
Stronger Community.



1. 背景・目的

近年、技術革新の影響などにより、LEDビジョン等を用いたデジタルサイネージが増加しております。デジタルサイネージの特徴として、情報伝達性に優れ、多様な表現が可能である一方、光や音を発するものも多く、住環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

川口市では「良好な景観の形成と風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物法（以下「法」という。）の規定に基づき川口市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を定め、屋外広告物について必要な規制を行っております。しかし、光や音については、法や条例において規定が示されていないことから、新たにデジタルサイネージに関するルールを定める必要があります。

そこで、本市は「川口市デジタルサイネージガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、運用を行うことで、川口市の良好な景観形成を目指します。

2. 川口市が目指すデジタルサイネージと景観の調和について

川口市の特徴として、例えばJR川口駅前のような賑わう地域においてもマンションなどの住宅が立地していたり、周囲に工場系の用途地域が広範に広がっているなど、住・工・商が混在した土地利用となっており、用途地域が商業系・工業系の地域であっても、良好な住環境への影響について配慮する必要があります。

また、市街化調整区域や第1種・第2種低層住居専用地域などにおいては、良好な住環境のみならず、自然環境との調和も求められます。

したがって、川口市が目指すデジタルサイネージに関する方針は下記のとおりとします。

〈許可地域〉

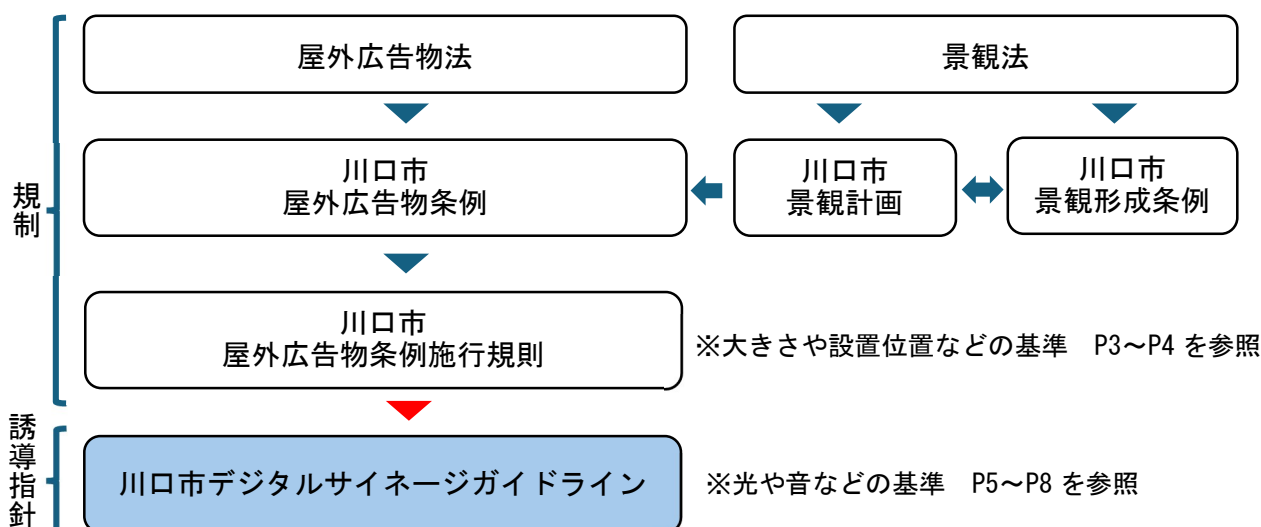
商業活動による賑わいを創出しつつ、住環境への影響に配慮すること

〈禁止地域〉

住環境への影響に加えて、自然環境との調和に配慮すること

※許可地域・禁止地域については「川口市屋外広告物条例のしおり P5」を参照

3. 位置づけ



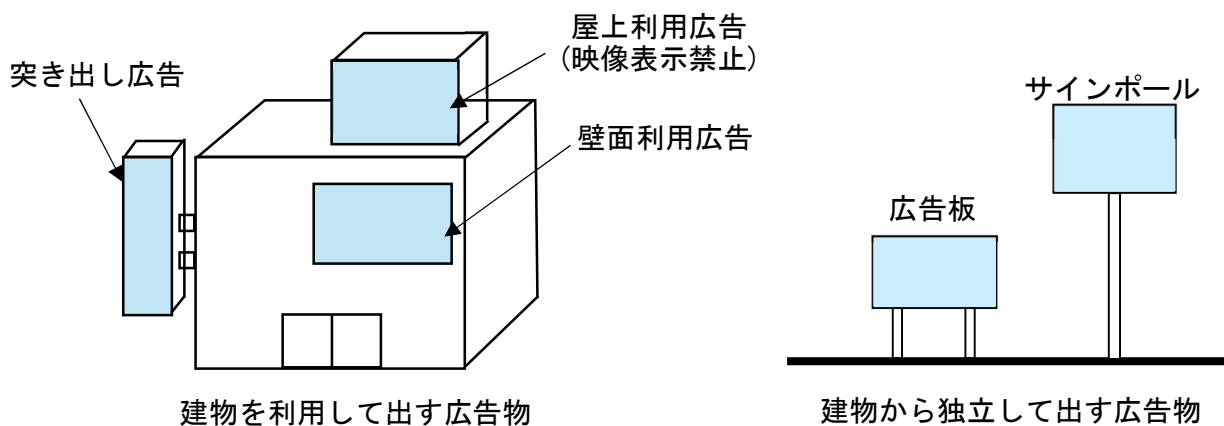
4. 許可の基準（条例及び規則）

川口市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。「川口市屋外広告物条例施行規則」において、デジタルサイネージを「映像表示装置を有する広告物」と定義し、屋外広告物の種類に応じた設置基準を定めています。

映像表示装置を有する広告物（デジタルサイネージ）とは：

「光源を有する広告物のうち、映像を表示する機能を有する装置を用い、自らが電氣的に発光し、広告を表示させることができるもの」

屋外広告物の種類



デジタルサイネージの具体例

下記を満たすものをデジタルサイネージとします。

- ・映像を表示する機能を有する装置を用いている
- ・LEDビジョン等により自らが電氣的に発光している

壁面利用広告（例）



繁華街にある大型ビジョン

建物から独立して出す広告物（例）



ショッピングモールの入り口など
にある電光掲示板

一般広告物の基準

1. 建物を利用して出す広告物の基準

※通常の広告物と基準が異なる箇所について赤字で記載しております。

- ・屋上利用広告：表示禁止。
- ・壁面利用広告：
 1. 広告物を出す壁面の1/10以下であること。
 2. 同一の壁面に複数のデジタルサイネージを出す場合は、その合計が1の表示面積以下であること。
 3. 軒高を越える部分に設置しないこと。
 4. 3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- ・突き出し広告：
 1. 壁面からの突き出し幅は、1.2m以下であること。
 2. 上端の高さが軒高を越える場合は、突き出し幅以下であること。
 3. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあつては路面から4.5m以上であること。

※道路上に出す場合は道路法の占用許可も受けなければなりません。

2. 建物から独立して出す広告物の基準

- ・建物の敷地内に出す場合：
 1. 総表示面積は10㎡以下であること。表裏2面以上に表示する場合は、各面の合計が10㎡以下であること。
 2. 上端の高さは、地上から10m以下であること。
 3. 道路上に突き出す場合は、下端の高さが歩道上にあつては路面から3m以上、車道上にあつては路面から4.5m以上であること。
- ・建物の敷地外の空地や農地に出す場合

道路からの水平距離	基準
5m以下	●総表示面積は6㎡以下 ●広告物を表示する面が2以上あるものについては、それぞれ1面の表示面積が3㎡以下 ●道路面から広告物等の上端までの高さは地上から5m以下
5mを越えて30m以下	●一面の表示面積は10㎡以下で、総表示面積も10㎡以下 ●道路面から広告物等の上端までの高さは地上から10m以下
30mを越える場合	●総表示面積は40㎡以下 ●広告物を表示する面が2以上あるものについては、それぞれ1面の表示面積が15㎡以下 ●道路面から広告物等の上端までの高さは地上から10m以下 ●他の広告物との距離は10m以上離す

※建物から独立して出す広告物を信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること

自家広告物の基準

※通常の広告物と基準が異なる箇所について赤字で記載しております。

			禁止地域内での基準		許可地域内での基準	
			許可不要で出せる	許可を得れば出せる	許可不要で出せる	許可を得れば出せる
建物を利用して出す広告物	屋上利用広告		映像表示装置を有する広告物は表示しないこと		映像表示装置を有する広告物は表示しないこと	
	壁面利用広告	表示面積	5㎡以下 (光源の点滅面積を含む)		一壁面につき、その壁面面積の1/10以下 (光源の点滅面積を含む)	
		広告物の上端の高さ	軒高以下		軒高以下	
		その他	3階以上の階にある窓等をふさがないこと		3階以上の階にある窓等をふさがないこと	
	突き出し広告	表示面積	3㎡以下	6㎡以下	—	—
		広告物の上端の高さ	軒高以下	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする	軒高を越える場合は、突き出し幅以下とする
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		壁面からの突き出し幅	1m以下	1.2m以下	1.2m以下	1.2m以下
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
建物から独立して出す広告物	サインポール	表示面積	2㎡以下	7㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から7m以下	地上から10m以下	地上から10m以下	地上から10m以下
		広告物の下端の高さ	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上	—	歩道上→3.0m以上 車道上→4.5m以上
		設置本数	1本	2本以下	2本以下	—
		設置位置	—	—	—	信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
	広告板	表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下
		設置本数	1個	1個	1個	—
		設置位置	—	—	—	信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—
	広告塔	表示面積	5㎡以下	10㎡以下	10㎡以下	60㎡以下
		広告物の上端の高さ	地上から4m以下	地上から5m以下	地上から5m以下	地上から10m以下
		設置本数	1個	1個	1個	—
		設置位置	—	—	—	信号機の設置された柱の下端から道路に沿って前後10mの区間に設置する場合は、道路から3m以上後退すること
		その他	道路上に突き出していないこと	—	道路上に突き出していないこと	—

5. 光

◇現状と課題◇

デジタルサイネージは、自ら発光する特性を有するため、周辺景観や交通環境、夜間環境に与える影響が大きいです。

特に夜間においては、過度な輝度、強い白色表示、急激な明暗変化等により、周辺環境や公共空間に対して強い刺激感や不快感を与えるだけでなく、交通標識の視認性の悪化につながりかねません。

このため、単なる数値基準への適合のみならず、周辺環境との調和や実際の見え方にも配慮する必要があります。

したがって、本市におけるデジタルサイネージの光について、以下のとおり配慮をお願いします。

◇配慮事項◇

①数値基準

- ・デジタルサイネージに表示する映像の夜間の輝度は、次の数値以下としてください。

昼間（５時～１８時）	数値基準なし※
夜間（１８時～２２時）	禁止地域：400cd/m ² 許可地域：800cd/m ²
深夜早朝（２２時～５時）	表示を控えてください

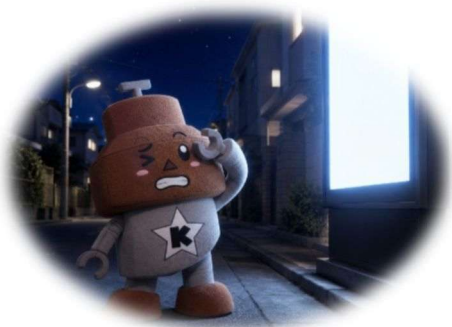
※昼間の数値基準はありませんが、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないようにしてください。

②見え方の配慮

- ・白色又は高彩度色を広範囲に使用する表示は、必要最小限としてください。
- ・オフホワイトやアイボリー等を活用するなど、明度の高い白色を避け、過度な刺激感を抑制するよう努めてください。

③周辺環境への配慮

- ・住宅に直接光が向かないように調整してください。
- ・市街化調整区域においては自然景観を阻害しないように配慮してください。



6. 映像表示・画面切替

◇現状と課題◇

デジタルサイネージは、動画・点滅・画面切替等の動的表現が可能であり、従来の看板と比較して視覚的な誘目性が高い特性を有しております。

一方で、過度な動きや急激な画面変化は、周辺景観との不調和、歩行者または運転者への注意誘導、公共空間における落ち着き阻害等につながる場合があります。

このため、健康影響への配慮に加え、景観及び公共空間への調和の観点から、過度な誘目性のある表現には配慮する必要があります。

なお、健康への影響については日本放送協会の「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」も参照するようお願いします。

◇配慮事項◇

- ①映像や光の点滅、色の変化の速度は緩やかなものとしてください。
- ②コントラストの強い画面の反転や、急激な明暗変化や輝度変化は控えてください。
- ③規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めないようにしてください。

【参考】〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2)避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化を10%以上の場合を基準とする。
 - (3)前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅を1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20%以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避ける。

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟(2006 一部改訂).
「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」

7. 音

◇現状と課題◇

デジタルサイネージによって、音響と映像を一体化した従来の媒体ではできなかったような表現が可能となった一方、屋外における音響は、音量の大きさや不協和音などにより、周辺環境に対し悪影響を及ぼす可能性があります。

音は、屋外広告物法令等では規制されていませんが、生活環境の保全の観点から「埼玉県生活環境保全条例」に定められている拡声器騒音として、規制の対象となることがあります。

デジタルサイネージから発する音が周辺環境に与える影響は、単純に音量のみでは測れないため、本ガイドラインでは、単なる騒音の大きさだけでなく、周辺環境との調和及び公共空間に配慮した適切な音の使用が必要となります。

したがって、埼玉県生活環境保全条例の基準を遵守するとともに、下記の配慮事項に従い周辺環境への配慮をお願いします。

◇配慮事項◇

- ①デジタルサイネージによる屋外広告物を音響を伴って表示する場合は、周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量・音色・内容としてください。

※音量については下記の条例・規則を遵守してください。

【参考】「埼玉県生活環境保全条例」について

川口市では、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき「埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音又は振動の規制基準等を定める規則」を定め、騒音等に関する規制をしております。

デジタルサイネージ等のスピーカーから出る音は拡声器騒音として規制の対象となることがあるため、使用する際の時間、場所、音量等の規制を守り、騒音防止に努めてください。また、音に関する苦情などを受けた場合は適切に対応してください。

「埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音又は振動の規制基準等を定める規則」に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

○川口市 環境部 環境保全課 騒音振動係

所在地：〒332-0001

川口市朝日 4-21-33(朝日環境センター・リサイクルプラザ棟 4 階)

電話：048-228-5389(直通)

8. その他広告表示

◇現状と課題◇

デジタルサイネージによって、従来の媒体ではできなかったような細かな表現が可能となったことで、広告の表示内容による影響も課題となっております。

その他広告表示については、以下のとおり配慮をお願いします。

◇配慮事項◇

- ①人を驚かせるような表現や暴力的な表現等、公衆に不快感や不安を与えるような表示を避けてください。
- ②歩行者または運転者の注意を過度に引く表示は避けるなど、道路交通安全への配慮をしてください。
- ③公序良俗に反するような内容を表示しないでください。
- ④故障、通信障害、保守作業その他の異常時には、速やかに表示を停止し、又は周辺環境への影響が少ない静止表示に切り替えてください。
- ⑤デジタルサイネージを設置する前に市担当課に事前相談を行ってください。
- ⑥屋外広告物法、川口市屋外広告物条例及び施行規則を遵守してください。
- ⑦その他法令等を遵守してください。

【参考】「川口市屋外広告物条例」について

川口市では、「良好な景観の形成と風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的として、「川口市屋外広告物条例」を定めています。

屋外広告物を設置している広告主や所有者、屋外広告物事業者等は、条例で定めたルールを守っていただく必要があります。

屋外広告物に対する適正な維持管理・点検に関する事項や罰則規定など、広告物の表示等の許可以外についても規制がありますので、「川口市屋外広告物条例のしおり」を参照し、適切な屋外広告物の設置に努めるようお願いします。

「川口市屋外広告物条例のしおり」掲載ホームページ

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/020/1/2176.html>

「川口市屋外広告条例」に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

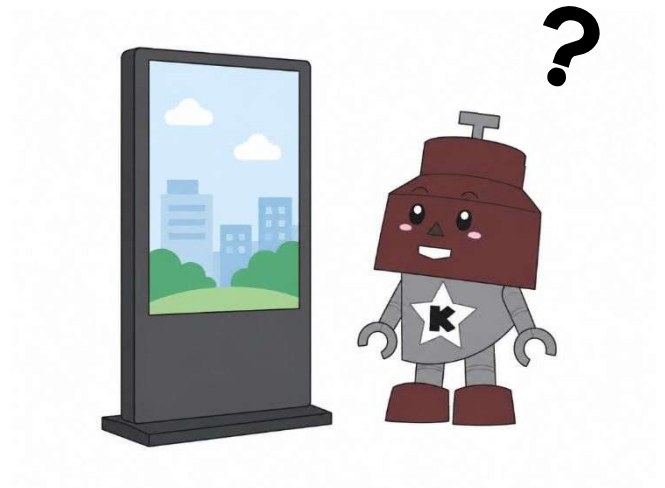
○川口市 都市計画部 都市計画課 計画推進係

所在地：〒332-8601

川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 3 階)

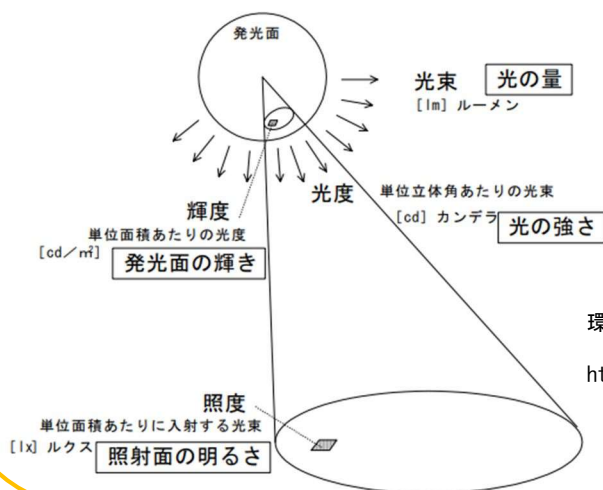
電話：048-242-6333 (直通)

Q&A 集



Q 1 : 輝度って何？

A 1 : 明るさの指標であり、面積のある光源を見た人が感じる眩しさを示す単位とされています。ディスプレイなどの光源や照明の明るさの指標として使われることが多く、輝度が高いほど明るくなり、低いほど暗くなります。輝度が高い場合、画面がはっきりと見えるようになる一方で、眩しく明るくなりすぎることがあり、周辺への強い刺激感や不快感を与える場合があります。



環境省. 光害対策ガイドライン (平成18年12月改訂版)

https://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html

Q 2 : なぜ夜間のみ数値基準があるの？

A 2 : 夜間は周辺環境が暗くなるため、デジタルサイネージの光が相対的に強く感じられやすく、まぶしさや刺激が生じやすいためです。

Q 3 : 昼間は輝度に配慮しなくてもいいの？

A 3 : 昼間でも、必要以上に高い輝度は、まぶしさや景観への影響につながることがあります。周辺環境に応じた調整が必要です。

Q 4 : なぜ地域によって基準が違うの？

A 4 : 地域によって、屋外広告物が周辺環境に与える影響や、求められる景観への配慮が異なるためです。

許可地域では、にぎわいや情報発信との調和を図りつつ、住環境等への影響に配慮する必要があります。

禁止地域では、住環境、自然環境、静穏な環境などをより保全するため、さらに慎重な配慮が求められます。

Q 5 : 数値基準以下なら問題ないの？

A 5 : 数値基準は最低限の目安であり、周辺環境との関係や実際の見え方も重要ですので、見え方、周辺環境への配慮をお願いします。
同じ輝度であっても、色彩、表示面積、周辺環境、表示内容等によって受ける印象は異なります。

Q 6 : なぜ白色表示に配慮が必要なの？

A 6 : 白色は最も明るく感じやすい色であり、広範囲に使用すると画面全体が強い光源のように見え、強い刺激やまぶしさにつながる場合があるためです。

Q 7 : なぜ高彩度色に配慮が必要なの？

A 7 : 赤、黄、青、緑などの鮮やかな色は、見る人の注意をひきやすく、広い範囲で使用する、周辺の街並みや景観から突出して見える場合があるためです。

Q 8 : なぜデジタルサイネージは通常の看板より光に対する配慮が必要なの？

A 8 : デジタルサイネージは、発光、動き、画面変化等を伴うため、通常の看板と比較して視覚的刺激が強くなる場合があるためです。

Q 9 : 不快感を与える光の表現とは？

A 9 : 強いまぶしさ、急激な明暗変化、高彩度色の連続使用、過度な点滅等により、視覚的負担や不快感を与えるおそれのある表現です。

Q 10 : 住宅の近くでは何に配慮すればいいの？

A 10 : 住宅の窓やバルコニーから表示面が直接見える場合は、輝度、表示時間、画面の向き、白色背景の使用などに配慮が必要です。

映像表示・画面切替に関するQ & A

Q 1 1 : 映像の速度や画面切替は具体的にどのくらいのスピードにすればいいの？

A 1 1 : 静止画を切り替える場合は、1つの表示を原則として15秒以上継続してください。

動画の場合も、急激な動きや短時間での場面転換は避けてください。

Q 1 2 : 急激な動きや短時間での場面転換とは？

A 1 2 : 以下のような表現を抑えてください。

高速なカット割り、急激なズーム、画面全体的高速スクロール、車両・人物等の高速移動、画面全体が連続して回転する映像、強い点滅と組み合わせられた動画。

Q 1 3 : なぜ「緩やかな」映像表示が必要なの？

A 1 3 : 急激な動きや短時間での画面切替えは、強い刺激や不快感につながる場合があります。

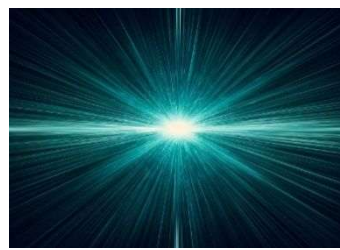
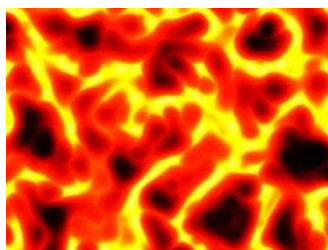
また、歩行者や運転者の注意を必要以上にひく恐れもあります。

Q 1 4 : 具体的にはどのような映像に気をつければいいのか？

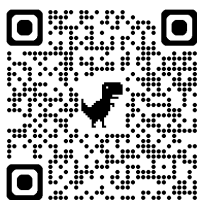
A 1 4 : 連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあるとされています。

そのような映像を扱う際は、特に配慮していただくようお願いいたします。

【適さない例】

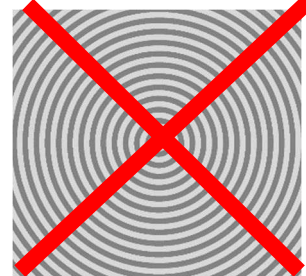
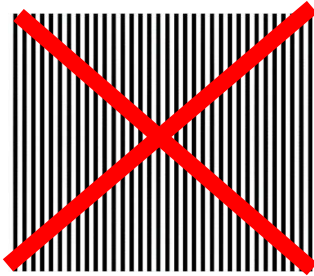


動画はこちら→



Q 1 5 : なぜ規則的なパターン模様の使用に気をつけなければいけないの？

A 1 5 : 規則的なパターン模様（幾何学模様）は、静止しているのに動いているように見えたり、目線を変えたときに色が残って見えるなど、錯視を引き起こすため、気持ち悪さや不快感を与えるおそれがあるためです。



動画はこちら→



Q 1 6 : 「埼玉県生活環境保全条例」に定める規制基準とは？

A 1 6 : デジタルサイネージ等のスピーカーから出る音については、拡声器騒音として規制されることがあり、音量の基準は下記のとおりとなります。

【音量の基準】

屋外の地上 1.5 m の位置における音量は、次の表に定める音量以下とすること。

区域の区分	音量
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 安行近郊緑地保全区域等	6 0 デシベル
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、 安行近郊緑地保全区域を除く市街化調整区域等	6 5 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	7 5 デシベル
工業地域、工業専用地域	8 0 デシベル

※詳細については、川口市環境保全課騒音振動係までお願いいたします。

Q 1 7 : デシベル (dB) って何？

A 1 7 : デシベルとは、騒音の大きさ等の指標であり、計量法（平成四年法律第五十一号）では音圧レベルの計量単位として定められています。

Q 1 8 : 規制基準を守れば問題ないの？

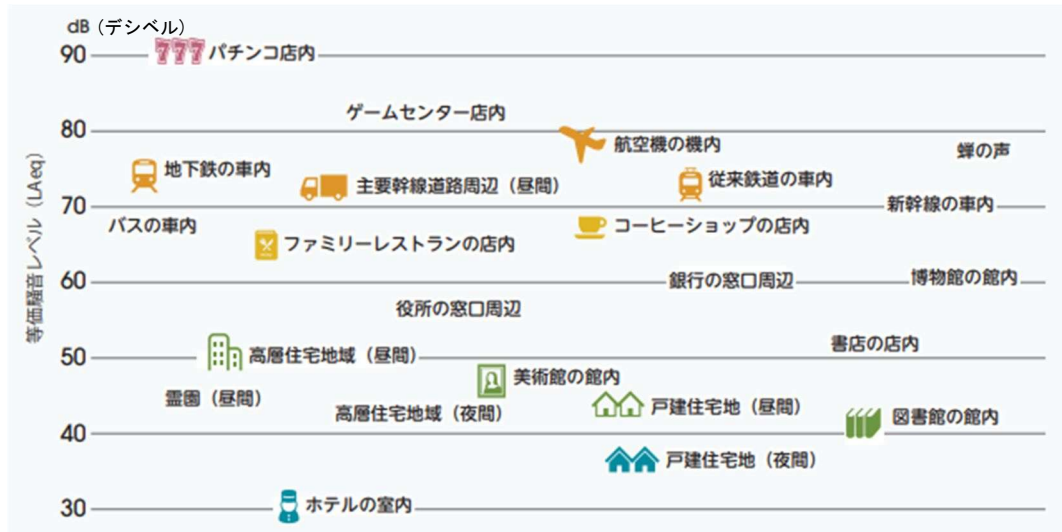
A 1 8 : 規制基準は最低限の目安であり、音質、時間帯、繰り返し頻度や周辺環境によって不快に感じられる場合がありますので、周辺環境への配慮をお願いします。

Q 1 9 : 不快感を与える音とは？

A 1 9 : 不協和音や、突然の大きい音、驚かせるような音のことを指します。

Q 2 0 : 音の大きさの目安は？

A 2 0 : 騒音の目安については、下記のとおりとなります。



環境省. 「生活騒音パンフレット (2019 年 3 月)」
<https://www.env.go.jp/air/ippan/index.html>

Q 2 1 : なぜ「音量」だけでは判断しないのですか？

A 2 1 : 音の感じ方は、周辺環境、時間帯、音質、繰り返し頻度等によって大きく異なるためです。

また、デジタルサイネージは音響と映像を組み合わせることにより多彩な表現が可能であるため、単なる音響広告よりも配慮が必要です。

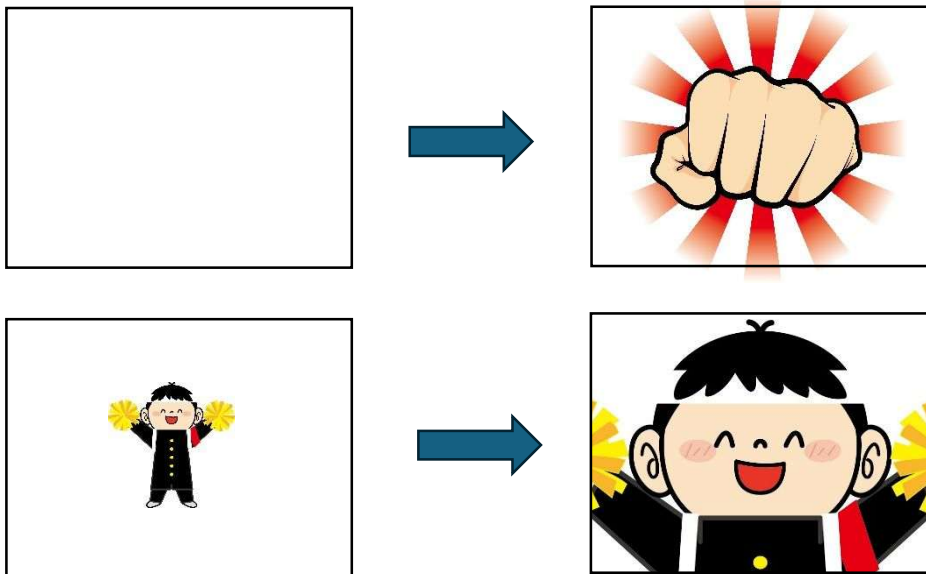


Q 2 2 : 人を驚かせるような表現や暴力的な表現って具体的には？

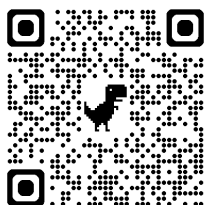
A 2 2 : 画面上に拳を突き出す、手を広げる、素早い動きをする、人物の顔が画面いっぱいにくローズアップされるなどの表現を指します。

このような表現は避けるようお願いします。

【適さない例】



動画はこちら→



Q 2 3 : 道路交通安全への配慮とは？

A 2 3 : 信号に似た色・形、警告灯に似た点灯、赤・黄・緑の反復表示、緊急車両の警告灯を連想させる表現、横断歩道・矢印・停止表示を想起させる表現、交差点進入時に視線を引く動画などを避けていただくようお願いいたします。

Q 2 4 : 公序良俗に反する内容って具体的には？

A 2 4 : 犯罪行為や法令違反を助長するおそれのあるもの、過度に暴力的又は性的なものなどを指します。

また、子どもの健全な育成の観点から、不適切な表示は避けてください。

Q 2 5 : 内照式看板はデジタルサイネージの規制に含まれるの？

A 2 5 : 内照式看板はデジタルサイネージに含みません。

一方、映像を表示する機能を有した装置（LEDビジョン等）により表示するのは静止したものであっても、デジタルサイネージの規制に含まれます。

Q 2 6 : なぜ広告媒体であるデジタルサイネージで「景観との調和」が必要なの？

A 2 6 : デジタルサイネージは単なる広告媒体ではなく、画面変化や音響をとめない、街並みや公共空間の景観を構成する要素となるためです。

Q 2 7 : なぜ私有地の表示でも配慮が必要なの？

A 2 7 : デジタルサイネージは、私有地に設置される場合であっても、公共空間から広く視認され、周辺景観や歩行環境に影響を与えるためです。

Q 2 8 : なぜ「にぎわい」と「落ち着き」の両方を重視するの？

A 2 8 : デジタルサイネージをはじめ屋外広告物には、情報発信やにぎわい創出の役割がある一方で、過度な演出は周辺環境への負荷となる場合があるため、本ガイドラインでは両者の調和を重視しています。

Q 2 9 : 既に設置されているデジタルサイネージはどう扱われるの？

A 2 9 : 既に設置されているデジタルサイネージにおいても、本ガイドラインの内容を遵守してください。

また、設置基準についても確認いただくなど、適切な対応をお願いいたします。

Q 3 0 : 小型の画面でも配慮が必要なの？

A 3 0 : 必要です。

小型であっても、住宅の近く、歩行者の目線に近い場所、道路沿いなどでは、光や動きが目立つ場合があります。

Q 3 1 : 表示内容を変えるごとに屋外広告物の許可申請が必要なの？

A 3 1 : 必要ありません。

デジタルサイネージの設置、又は許可期間の更新の際に許可申請が必要となります。

Q 3 2 : デジタルサイネージは自家広告物？一般広告物？

A 3 2 : 自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものは自家広告物です。

他人の土地又は建物を利用して広告を表示するものを一般広告物とし、少しでも一般広告が流れる場合は一般広告物として取扱いをします。

Q 3 3 : 公共的な内容を表示する場合、一般広告物になるの？

A 3 3 : 国又は地方公共団体から依頼を受けて公共的な内容を表示する場合は公共広告として取扱いますので、一般広告には該当しません。

Q 3 4 : 車両に搭載したデジタルサイネージの取扱いは？

A 3 4 : 川口市屋外広告物条例では自動車利用広告物として取扱います。

許可基準は通常の広告物と同様となりますが、本ガイドラインに基づき配慮していただくようお願いいたします。

Q 3 5 : プロジェクションマッピングはガイドラインの内容が適用されるの？

A 3 5 : 本ガイドラインでは、プロジェクションマッピング（投影方式）の表示について規定しておりません。

現状では川口市屋外広告物条例上、プロジェクションマッピングは、光源の点滅を伴う広告物として取扱います。

Q 3 6 : ガイドラインの内容は変更されるの？

A 3 6 : 技術革新によりデジタルサイネージのあり方が変わる可能性がありますので、都度見直しを行い、必要であれば内容の変更を行います。



デジタルサイネージ 配慮事項チェックシート

年 月 日

(あて先) 川口市長

掲出者 住所
氏名
(法人にあっては、名称
及び代表者の氏名)

表 示 ・ 設 置 場 所	川口市	
担 当 者	会 社 名	
	氏 名	
	電話番号	
	電子メール	
	チェック項目	
光	☐ 夜間（１８時～２２時）の輝度は基準値以下ですか。 （禁止地域：４００cd/m ² 許可地域：８００ cd/m ² ）	
	☐ 深夜早朝（２２時～５時）の映像表示は控えていますか。	
	☐ 白色又は高彩度色を広範囲に使用する表示は、必要最小限にしていますか。	
	☐ オフホワイトやアイボリー等を使用し、明度の高い白色の使用を避けていますか。	
	☐ 住宅に直接光が向かないように調整していますか。	
	☐ 市街化調整区域においては自然景観を阻害しないように配慮していますか。	
映 像 表 示 画 面 切 替	☐ 映像や光の点滅、色の変化の速度は緩やかになっていますか。	
	☐ コントラストの強い画面の反転や、急激な明暗変化や輝度変化は控えていますか。	
	☐ 規則的なパターン模様が、画面の大部分を占めていませんか。	
音	☐ 音は出ていますか。	
	☐ 「埼玉県生活環境保全条例」に定める基準を遵守していますか。	
	☐ 周辺環境に配慮し、不快感を与えない音量・音色・内容となっていますか。	
	☐ 横断歩道や音響式信号機の付近では、音量について特に配慮していますか。	
そ の 他 示 広 告 表 示	☐ 人を驚かせるような表現や暴力的な表現等、公衆に不快感や不安を与えるような表示を避けていますか。	
	☐ 歩行者または運転者の注意を過度に引くような表示は避けるなど、道路交通安全への配慮をしていますか。	
	☐ 公序良俗に反するような内容を表示していませんか。	
	☐ 故障、通信障害、保守作業その他の異常時には、速やかに表示を停止し、又は周辺環境への影響が少ない静止表示に切り替えられますか。	
	☐ 地域貢献につながる活用を検討していますか。	

※屋外広告物法、川口市屋外広告物条例及び施行規則並びにその他法令等を遵守してください。

【本チェックシートの取扱いについて】

- ・ガイドラインの内容に適合している⇒☑
- ・該当する項目であるが、適合していない⇒☒
- ・屋外広告物許可申請の際に添付していただくようお願いいたします。
- ・許可申請が不要な場合におきましても、本チェックシートを使用し各項目に適合するようお願いいたします。

KAWAGUCHI DIGITAL SIGNAGE GUIDELINE

川口市デジタルサイネージガイドライン



【問い合わせ・事前相談先】

川口市 都市計画課 計画推進係

〒332-8601 川口市青木2丁目1-1

TEL : 048-242-6333